

平成 29 年 3 月 28 日

各 位

会社名 株式会社ハピネス・アンド・ディ
(JASDAQ・コード3174)
代表者名 代表取締役社長 田 泰夫
問合せ先 取締役経営企画室長 追川正義
電話番号 03-3562-7525

自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関するお知らせ

当社は、平成 29 年 3 月 28 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用させる同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。具体的な取得方法について下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 取得の方法

本日 (平成 29 年 3 月 28 日) の当社株式の終値 902 円で、平成 29 年 3 月 29 日午前 8 時 45 分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において買付けの委託を行います。

なお、当該買付注文は当該取引時間限りの注文とし、その他の取引制度や取引時間への変更は行わないものといたします。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|---------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 22,000 株 (上限)
(発行済株式総数に対する割合 0.86%) |

(注 1) 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により一部または全部の取得が行われない可能性もあります。

(注 2) 取得予定株式数に相当する売付注文をもって買付けを行います。

(注 3) 取得日 (平成 29 年 3 月 29 日) の翌日以降、平成 29 年 5 月 31 日までの期間において、下記の取締役会において決議した取得する株式の総数及び取得価額の総額から、上記の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) により取得した株式の総数及び取得価額の総額を控除した数量及び金額を上限として、取引一任勘定による市場買付けにより自己株式の取得を継続していく予定です。

(3) 取得結果の公表

平成 29 年 3 月 29 日午前 8 時 45 分の取引終了後に取得結果を公表いたします。

(4) その他

当社は、支配株主である代表取締役社長田泰夫氏及び取締役田篤史氏がその近親者とともに議決権の過半数を所有している会社である有限会社DENより、その保有する当社普通株式の一部をもって応じる意向を有している旨の連絡を受けております。

(ご参考) 平成 29 年 3 月 28 日開催の当社取締役会における決議内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 40,000 株 (上限)
(発行済株式総数に対する割合 1.57%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 40,000,000 円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 平成 29 年 3 月 29 日～平成 29 年 5 月 31 日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付
① 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付け
② 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け |

3. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

本件自己株式の取得は、当社の支配株主である代表取締役社長 田 泰夫氏及び取締役 田 篤史氏
がその近親者とともに議決権の過半数を所有している会社である有限会社DENが売り手として
参加することを予定したものであるため、本件自己株式取得は支配株主との取引等に該当します。

当社が平成 28 年 11 月 29 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株
主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「支配株主との取引等を行う際には、取締役会において取引の内容、取引条件及び取引の妥当性
等について審議し、決議することとしております。また当該取引が適法かつ適正な条件に基づいて
おり、且つ他の第三者との取引と同様に行うことを基本方針としております。さらに、必要に応じ、
弁護士、会計監査人等外部専門家の意見を求めることで、取引の公正性の確保を図っております。」

本件自己株式の取得は、以上の指針に基づいて決定されたものであります。

(2) 公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公平性を担保するための措置として、当社は、自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) を利用し、
前日の株価終値での本件自己株式取得を行う予定です。

利益相反を回避するための措置に関する事項として、利害関係を有する取締役である 田 泰夫氏、
田 篤史氏を除いた取締役のみで本件自己株式取得に係る取締役会の審議及び決議を行っておりま
す。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者か ら入手した意見

本件自己株式の取得に関する取締役会の決議に際しては、支配株主と利害関係のない社外監査役
(独立役員)である 長谷川 正和 監査役及び 川崎 隆治 監査役より、平成 29 年 3 月 24 日付け
で、本件自己株式の取得は、以下のとおり公正性を担保する措置及び利益相反回避措置が取られて
いることから、少数株主にとって不利益ではない旨の意見を得ております。

- ① 本件自己株式取得の目的は、機動的な資本政策の遂行を可能とすること及び資本効率の向上
を目的とするとともに、株主還元策の一環として実施されるものであり、少数株主に対して不
利益を与える目的や意図があって実施されるものではないこと。
- ② 本件自己株式取得に係る取締役会の審議及び決議は、利害関係を有する 田 泰夫氏、田 篤
史氏を除いた取締役のみで実施することとしており、意思決定過程の公正性の確保、利益相反
を回避するための措置が取られていること。
- ③ 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) が利用され、価格の公正性が担保
され、かつ他の株主にも取引機会が平等に与えられており、取引条件の公平性が確保されてい
ること。

以 上